代議員ハ各加盟組合員数三十名ニ一名ノ割合ヲ以テ選出ス、大会ノ
議長、副議長ハ出席代議員ニヨリ選挙シ議事ハ出席代議員ノ過半
数ヲ以テ決ス、可否同数ナル時ハ議長之ヲ決ス、
ロ、協議会ハ大会ニ次グ決議機関ニシテ加盟組合員数百名以下二名、二百名
以下三名、五百名以下四名、以上百名ヲ増ス毎ニ一名ヲ増スノ割合ヲ以テ選出
セル協議会員及会役員ヲ以テ構成シ会長之ヲ召集ス。
協議会議長ハ会長之ニ任シ議事ハ出席協議員ノ過半数ヲ以テ決ス
可否同数ナル時ハ議長之ヲ決ス、
ハ、執行委員会ハ会長、副会長、会計、主事及執行委員ヲ以テ構成シ
大会又ハ協議会ノ決議ヲ執行スル機関ニシテ会長之ヲ召集ス
第六条、本会ニ左ノ役員ヲ置キ大会ニ於テ選挙ス、
会長一名、副会長、主事一名、会計一名、執行委員若干名、
会計監査役二名、

イ、会長ハ本会ヲ代表ス、
ロ、副会長ハ会長ヲ補佐シ又ハ代理ス、
ハ、主事ハ会務ヲ処理ス、
ニ、執行委員ハ会務ヲ分担シテ之ヲ処理ス、
ホ、会計ハ会費ノ収支財産ヲ管理ス、
ヘ、会計監査ハ常ニ会計ヲ監査ス、
第七条、各役員ノ任期ハ大会ヨリ次期大会迄ノ一ヶ年トシ重任ヲ妨ゲズ、
但シ欠員ノ生シタル時ハ協議員会之ヲ選挙スルモノトス、

第三章

第八条、本会ノ経費ハ各加盟組合員数ノ負担ニヨリ其ノ金額ハ大会ニ於テ
之ヲ定ム、
第九条、本会ノ決算ハ毎年大会ノ承認ヲ得ルヲ要シ会計ハ協議員会毎ニ
之ヲ報告スルモノトス

財團法人 協調會